

平成 26 年（2014 年） 度  
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

C 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 4 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 26 年度（2014 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 次の文章は、最高裁判所判決からの抜粋である。これを読んで、下記の設問に答えなさい。

「確かに、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない。被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使とすることができる。しかしながら、憲法 21 条 1 項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである。本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。したがって、本件被告人らの行為をもって刑法 130 条前段の罪に問うことは、憲法 21 条 1 項に違反するものではない。」

（最二判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁）

問 表現の自由に対する制限はどのような場合に許されるのか、これまでの学説の理解を説明した上で、本件最高裁判決の当否について論じなさい。

問題2 次の事例を読んで、後の問1～問2に答えなさい。

Aは、Y県の地域森林計画の対象となっている私有林（本件林地）においてゴルフ場造成を計画し、その前提として開発行為をするために、Y県知事に対し、森林法10条の2に基づき、開発許可の申請をした（本件申請）。Y県知事は、Aに対し、本件申請に係る開発行為を許可した（本件許可）。これに対し、本件林地の周辺に居住するXは、本件許可の取消訴訟を提起した。

問1 Xの原告適格について論じなさい。

問2 取消訴訟係属中に、本件申請に係る開発行為に関する工事が完了した場合における訴えの利益の有無について論じなさい。

【資料 関係法令】

○森林法

（この法律の目的）

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となつている私有林（……）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

こと。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(罰則)

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、150万円以下の罰金に処する。

一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者

二 第10条の3の規定による命令に違反した者

三～五 (略)